

## 四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 18 日

告示第 27 号

(目的)

第 1 条 この告示は、犬又は猫（以下「犬等」という。）を所有し、又は占有している者（以下「所有者等」という。）が実施する犬等の不妊又は去勢に係る手術（以下「手術」という。）に要する費用に対し、予算の範囲内で四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、犬等の不必要な繁殖を防止し、動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、所有者等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 10 条第 1 項に規定する取扱業を営む者以外のもの
- (4) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条第 2 項の規定により登録された犬を所有し、かつ、当該補助金の交付を申請する日から 1 年前までに同法第 5 条第 2 項の規定による注射済票の交付を受けた者（犬の所有者等に限り。）

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、愛媛県知事に獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 3 条の規定による届出を行った愛媛県内の診療施設で実施する手術に要する経費とする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費と 5,000 円に手術を実施した犬等の数を乗じて得た額とのいずれか少ない額とする。

2 補助金の交付は、一の年度につき 3 頭までとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、補助金交付申請書（様式第 1 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定通知等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と決定したときは必要な条件を付して補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、補助金を交付することが不適当と決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、通知するものとする。

(補助事業の変更)

第 7 条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、補助事業変更承認申請書（様式第 4 号）により市長に申請し、その承認を受け

なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、補助事業の内容の変更を承認したときは、補助事業変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助事業の中止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 犬等の手術に要した費用を証する書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式第9号）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 第6条に規定する条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（指導監督）

第13条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（関係書類の保管）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第37号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金について適用し、施行日前に申請した四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに提出されたこの告示による改正前の様式第1号に規定する申請書は、この告示による改正後の様式第1号に規定する申請書とみなす。

附 則（令和3年9月29日告示第156号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この告示の施行の際、現にあるこの告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

補助金交付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所  
氏 名  
生年月日  
電話番号

補助金の交付を受けたいので、四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 事業計画

- (1) 犬等の別 犬 ・ 猫  
(2) 手術の別 不妊 ・ 去勢  
(3) 手術の実施予定年月日 年 月 日  
(4) 手術を実施する診療施設名  
(5) 犬等に関する事項

名前		生年月日	
種類		毛色	
登録番号（犬の場合に限る。）		注射番号（犬の場合に限る。）	

3 収支予算

- (1) 手術に要する金額 円  
(2) 補助金交付申請額 円  
(3) 自己負担額 円

様式第2号（第6条関係）

補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、下記のとおり交付することと決定したので、四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

様式第3号（第6条関係）

補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

補助事業変更承認申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった補助事業について、下記のとおり変更したいので、四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第5号（第7条関係）

補助事業変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助事業の内容の変更について、下記のとおり承認することと決定したので、四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 変更承認の内容



様式第6号（第8条関係）

補助事業中止届出書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった補助事業について、下記のとおり中止したいので、四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、届け出ます。

記

1 中止の理由

四国中央市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった補助事業について、当該補助事業が完了したので、四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 犬等の手術に要した費用を証する書類の写し
  - (2) 市長が必要と認める書類

様式第8号（第10条関係）

補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

補助金交付請求書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった補助金について、  
四国中央市犬猫不妊去勢手術支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のと  
おり請求します。

記

交付決定額 金 円  
交付確定額 金 円  
今回請求額 金 円

【口座振込先】

金融機関名	銀行・農協 信用金庫	支店
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
ふりがな 口座名義人		